

太田市告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により太田都市計画土地地区画整理事業を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年2月21日

太田市長 清 水 聖 義

1 都市計画の種類及び名称

太田都市計画飛行場跡土地地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

削除する部分

太田市飯塚町及び朝日町の各一部

3 縦覧場所

群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部市街地整備課